

“LGBT” という言葉を知っていますか？

～正しい知識で、ハラスメントの防止を～

今号は LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）についての特集です。“セクシュアル・マイノリティ” という言い方をすることもあり、性的少数者を意味します。下記の表をご参照ください。

Lesbian	女性同性愛者	相手の性別に関すること。 性的指向（恋愛や性愛の対象の性別）に関すること。
Gay	男性同性愛者	
Bisexual	両性愛者	
Transgender	割り当てられた性別とは異なる性別と自己認識する者	自分の性別に関すること。 性同一性（自己の性別の統一性、一貫性、持続性）に関すること。

私たちは、つい外見で男であるか、女であるかを判断し、二分して性を捉えがちですが、医学的・心理的には男女を二分することはできません。しかし日本の戸籍では、「男」か「女」のどちらかが必ず記載されることになっています。現在は、身体的性別、性的指向、性役割は二分できず、「性はグラデーションである」という考えが主流です。ですから、“LGBT” という言葉には、病気や疾患の意味合いがありません。こうした理解が広まるにつれ、世界各国では同性婚を認める国が年々増加しています。日本では最近、渋谷区が通称「パートナーシップ条例」※を成立させました。LGBT への差別的言動は、セクハラになり得ます。名古屋大学ハラスメント防止対策ガイドラインでは「同性愛者には問題がある」等の発言をセクハラの例として示しています。カテゴリーでは捉えきれない豊かさを内包するのがヒトのセクシュアリティなのかもしれませんね。

LGBT を扱っている映画作品を見ることで、多様なセクシュアリティを知るのもよいでしょう。



- 「パレードへようこそ」
- 「ハッシュ！」
- 「ボーイズ・ドント・クライ」
- 「ブロークバック・マウンテン」
- 「チョコレート・ドーナッツ」

(c) <http://www.cetera.co.jp/pride/>

ハラスメント相談センターでは、性的少数者へのハラスメントに関する相談も受け付けています。

※パートナーシップ条例とは、性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指した新たな条例として、2015年4月1日から施行されたものです。条例の主な項目は、男女の人権の尊重、性的少数者の人権の尊重、区・事業者・区民の責務、男女平等・多様性社会推進会議の設置、行動計画の策定、パートナーシップ証明、です。

名古屋大学 ハラスメント相談センター ☎052-789-5806

場所：工学部7号館B棟2階 開室時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

h-help@adm.nagoya-u.ac.jp <http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp>

鶴舞・大幸分室も開室中。詳しくはHPをご確認ください。

参考資料：①キャンパスソーシャルワーカーが知っておきたい多様なセクシュアリティの知識～セクシュアル・マイノリティの学生の支援や合理的配慮を考える ②渋谷区 HP <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/ooowada/partnership.html>